

平成 23 年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	7	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()		
要望項目名	産業集積の再生に向けた市区町村向けの高度化融資の創設に伴う税制措置		
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 我が国の経済活力の基盤である産業集積を維持・発展させるとともに新たな産業の集積による活性化を図るため、所用の法的措置を講じ、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、中小機構という。）の高度化融資の対象に市区町村を追加する。その際、現行の都道府県向けの高度化融資について措置されている税制措置と同様の措置を講じる。</p> <p>・特例措置の内容 共同施設用建物に対する不動産取得税の軽減、事業協同組合等の取得資産に対する不動産取得税の納税義務の免除、共同利用機械等の固定資産税の軽減、事業所税の非課税</p> <p>【自動連動もの】 高度化事業の用に供するために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除[法人税・所得税]の創設が認められた場合、個人住民税所得割及び法人住民税法人税割についても同様の効果を適用する（租税特別措置法第 34 条の 2 又は同法 65 条の 4 において措置された場合、国税との自動連動を図る）</p>		
関係条文	<p>現行の都道府県向けの高度化融資について措置されている税制措置（ ～ ）</p> <p>地方税法第 73 条の 14 第 7 項 地方税法第 73 条の 27 の 5 第 1 項 地方税法第 349 条の 3 第 4 項 地方税法第 701 条の 34 第 3 項第 19 号 地方税法第 23 条第 1 項第 3 号、同法第 72 条の 23 第 1 項、同法 292 条第 1 項 3 号</p>		
減収見込額	（初年度） 165 （ - ） （平年度） 180 （ - ） （単位：百万円）		
要望理由	<p>（ 1 ）政策目的 ・高度化融資制度は、中小企業の事業環境の整備、経営基盤の強化を目的に、個々の中小企業が単独では行えないような比較的大規模な設備投資を共同で行うことを支援するものであり、中小機構と都道府県が協調し、事業成果の向上を図るため事業計画に対する診断・助言を行うとともに、長期・低利の融資を行っている。 ・今般、法改正により、市区町村向けの高度化融資を設け、我が国の経済活力の基盤である企業集積を維持・発展させるとともに新たな産業の集積による活性化促進を図る。 ・租税特別措置等により、新たな土地確保を容易にするための土地所有者への税負担の軽減により事業の円滑化を図るとともに、移転等に伴う事業開始直後の多額の資金負担の軽減を行い、生産性の向上を図る。</p> <p>（ 2 ）施策の必要性 都市部における製造業集積や専門サービス業集積等においては、規模からして市区町村が支援を行うことが適当であると考えられる。直接的に利害が関与する可能性の高い市区町村が、法律による一定の要件を満たす中小企業に融資を行えるようにすることは、経営基盤強化の観点から国としても支援する必要性が高いと考えられる。 また、集団化事業における組合の二重課税を防ぐ措置や中小企業の共同化等の事業を用途非課税としている事業所税の措置、移転を伴う高度化事業において、事業開始直後の多額の資金負担の軽減を図り経営基盤の強化につながるための措置、中小企業政策・土地政策の観点から新たな土地確保を容易にするための土地所有者への税負担の軽減は、事業の円滑な実施のために必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	該当なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 中小企業・地域経済産業政策 21 経営革新・創業促進
	政策の達成目標	近年、操業環境の悪化や地下の高騰等により、中小企業が大きく減少。これにより集積機能の低下が深刻化しており、中小企業の活力低下が危惧される。 このため、従来の都道府県向け高度化事業に加え、市区町村単独での高度化事業を創設し中小企業の行う他の事業者との連携、事業の共同化、又は中小企業の集積の活性化を図ることにより、中小企業の健全な成長発展を図る。 法律による認定を受けた市区町村で実施される高度化事業において、付加価値額（営業利益＋人件費＋減価償却費）の伸び率による目標を設定し、コスト削減等による新たな投資や雇用の確保等により、集約による中小企業の経営基盤の強化及び地域への貢献を測る指標とする。 中小企業者の将来の経営革新につながる経営基盤の強化のため、組合等の付加価値額が5年で9%増加することを目標とする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	新設 恒久措置を要望
	同上の期間中の達成目標	「政策の達成目標」に同じ。
	政策目標の達成状況	新規要望 経営基盤が脆弱な中小企業の財務状況の改善に寄与し、前向きな投資により多くの資源を投入することができ、生産性の向上が実現できる。
有効性	要望の措置の適用見込み	平成23年度以降は、毎年5件程度の案件が予定されている。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	移転等に伴う多額の資金負担の軽減が図られ、生産性向上のための新たな投資が可能となり、融資資金の償還財源確保に結びつく。また、借入金の軽減により資金繰りが安定し、事業の円滑な実施が期待できる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	（国税） ・土地の譲渡所得の特別控除 個人又は法人が所有している土地を高度化事業のために譲渡した場合、譲渡した者の譲渡所得から1,500万円を限度として控除または損金算入を認める。 ・事業用資産の買い換え特例 移転を伴う事業において、組合員が移転前に事業を行っていた土地・建物等の譲渡で生ずる譲渡益に対して課税の繰延べを認める
	予算上の措置等の要求内容及び金額	該当なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	該当なし
	要望の措置の妥当性	・組合員が専用利用する組合不動産は、当初組合が不動産取得税を払い、後日組合員に譲渡した場合組合員が払うことになる。現実的にはいずれも組合員が負担しているので、二重課税を防ぐ措置は必要である。 ・事業所税は、大都市の都市環境の整備に必要な財源を確保するための目的税であり、中小企業の共同化等を促進する本事業は特例措置として妥当である。 ・事業開始直後の経営が不安定となる時期に、共同事業を円滑に実施するための共同で利用する機械及び装置、共同施設用建物への税の軽減は、妥当な措置である。 ・取得できない土地が生じた場合、事業実施を断念せざるを得ない事態にもなりうる。租特により、地権者からの土地取得を容易とし、地域振興に貢献しつつ産業集積の維持に寄与するものである。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>新規要望</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>・自己資金の不足により高度化事業に参加できる中小企業が限定されることで、一定の組合員数の確保が困難になり、高度化事業が実施できず、集積の活性化、地域振興が図られなくなるおそれがある。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>新規要望</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>新規要望</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>新規要望</p>